

第十九回国会 衆議院 郵政委員会 議録 第二十一号

昭和二十九年五月六日(木曜日) 午前十一時二十七分開議

出席委員

- 委員長 田中繼之進君
- 理事小林 絹治君 理事羽田武嗣郎君
- 理事大高 康君 理事山花 秀雄君
- 理事吉田 賢一君

- 飯塚 定輔君 河原田稼吉君
- 坂田 英一君 武知 勇記君
- 三池 信君 佐藤觀次郎君
- 土井 直作君

出席國務大臣

塚田十一郎君

出席政府委員

- 郵政事務次官 飯塚 定輔君
- 郵政事務官 (貯金局長) 小野 吉郎君
- 郵政事務官 (逓理局長) 八藤 東晴君

委員外の出席者

- 郵政事務官(大臣 官房人事部長) 官本 武夫君
- 専門員 稲田 穰君
- 専門員 山戸 利生君

四月三十日

委員田中久雄君辭任につき、その補欠として松浦岡太郎君が議長の名目で委員に選任された。

本日の會議に付した事件 軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣提出第一六四号)

○田中委員長 これより郵政委員会を開会いたします。 軍事郵便貯金等特別処理法案を議題

として、質疑に入ります。

まず委員長から簡単に伺います。事前審査のときに一応概括的にはお伺いをした、断片的にはお答えを願つたのでありますが、この法律の実施に伴いまして、軍事郵便貯金、旧外地郵便貯金、及び軍事郵便為替及び旧外地郵便為替の大体三つについて、それらがいもどしが可能になるわけでありまして、現在払いもどしをしなければならぬと郵政省の方で押えておる金額を、その三つにわけて一応明らかにしたい。

○小野政府委員 換算をいたしませんで通帳に記入しております金額のみで申しますと、軍事郵便貯金約二十三億でございます。それから旧外地の郵便貯金が一億四千万円見当と相なつております。それから為替関係であります。が、軍事郵便為替につきましては一億と推計いたしております。旧外地の郵便為替、これは軍人軍属以外の者の利用いたしましたものにつきましては、これは大した金額ではないと思つておられます。金額は現在のところ明確におかつておりません。そう大した額に上らな

○小野政府委員 軍事郵便貯金につきまして、今回の措置で支払いに所要な

金は二億三千八百万円でございます。旧外地の郵便貯金につきましては、一億三千三百万円と相なるだろうと思つております。それから軍事郵便為替につきましては六千四百万円、こつういふような状況に相なるわけでありまして、○田中委員長 さらに、特に北支、中南支等の関係で換算率が適用になると見込まれる、たとへば軍事郵便貯金等は二十三億のうちどの程度でございますか。

○小野政府委員 今回の換算率をいたしまして、非常に高い換算率を受けまして、非常に高い換算率を受けまして、それが主として中国方面、北支、中支、南支でございますが、この中国を一体といたしまして口数で百分比をとつてみますと九二・五%になつております。金額の百分比で参りますと約九五%と相なつております。従つて二十億の九五%、ほとんど全部に近い金額が中南支方面、このようになつておりますので、こつういつたところは、北支方面につきましては百分の一、中南支につきましては四百三十二分の一に相なるわけでございます。

ります。そのうち五千円で切つてみ

ますと、五千円までのものが約七〇%でございます。全体の七〇%は五千円、かように相なつております。これが軍事郵便貯金についてでございます。○田中委員長 なおその点について伺いたい点があるものでありますが、大臣がお見えになりましたので、大臣の御都合も考えまして、大臣に対する質疑がございましたら、この際先にお願ひしたいと思つております。それでは委員

長より大臣に伺いますが、今度の軍事郵便貯金等特別処理法案によりまして、軍事郵便貯金、旧外地郵便貯金、軍事郵便為替及び旧外地郵便為替について、保留されておつた分についての払出しの金額が一応確定されることなるわけでありまして、なお元の為替管理法、あるいは金、銀、又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ關スル件等の法令の關係で、金額が確定したものをいつから現実に払いもどすかということについては、關係法令の改正なり何らかの処置を必要とするのではないかと思つております。この法令だけで金額が確定したらただちに払い出されるようになるのか、また關係の法令の改正を必要とするのか、その点についての御方針を伺いたい。

部分を削除してもらふことによつて、

現実の支払いができることになつておるやうであります。なお詳細は政府委員からお答え申し上げます。○田中委員長 その点についての大蔵省方面との連絡は、法案提出前にすでに十分とれておるかどうか。○小野政府委員 本法案の提案につきましては、大蔵省とその都度密接に連絡をとつておりますので、郵便貯金をこの条件に従つて払ふことにつきましては、大蔵省も賛成なのであります。従いまして、この支払いに必要な告示等の改訂につきましては、十分承知の上のことでございます。

○田中委員長 なお大臣にお伺ひしますが、引揚者あるいは復員軍人等がこの法案によつてある程度の払いもどしを受けられることで非常に期待しておるのであります。なお先ほど貯金局長からの御説明によりますと、軍事郵便貯金、旧外地の郵便貯金あるいは軍事郵便為替等の關係で、大体二十五億円程度の預入額で、本法が成立した場合には約一割の二億五千万円程度しか払いもどしにならないことになつておるわけでありまして、爾余の分については、もちろん中南支等の換算率の適用によつて切り捨てられる部分も出て参るのであります。約十年間敗戦という日本人たちの責任によらざる不幸な事情によりまして、きつげされておつたものが、その後の貨幣価値の変動にもかかわらず、大きな部分については、当時の内地と外地との貨幣価値の換算率に

準備いたしまして、切り捨てられる部分も生ずるような払いもどししか受けられないという点から、年度の払いもどしの率についての引上げを非常に強く希望しているのではありませんが、この点については政府の方ですでに考慮の余地はないのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○塚田國務大臣 これは御指摘の通り、私もいろいろ問題点がたくさんあると思つておるのではありません。全額払いもどしをいたしても、貨幣価値の下落というものはあるのではありませんから、実質的に大きな減価を受けているわけでありまして、それをさらに一部分切るといふことになつては、わけでありまして、当時お預けいたたき、もしくは金融機関、郵便局に為替などの関係で金を入れていただいた貨幣価値というものを考えますと、まづたく数えるに足りない程度の貨幣価値のものをお返し申し上げるということになるわけでありまして。ただこの問題をこの場合について参りますときは、戦争によりましていろいろな損害を受けられた全体の方とのバランスの問題もありませんし、貨幣価値の下落による損害というものは、この形での郵便貯金だけではない、国内で郵便貯金をせられた方も同じような形で減価を受けているということになりますと、なか／＼全体のバランスの問題もとりかへばいけません。郵便貯金は幾らかでも返すということになりまして、この前に郵便貯金と同じような性格のものは、在外公館等における借入金返つたことは、委員長においても御承知であられると思うのであります。そういうふうに戻すようにな

つたものはまだしもいいのであつて、そうでない、現実に財産を失われて、全体が使い得ない部分も非常にたくさん残つておりますので、政府としてはそういう点も十分考慮しなければならず、非常にこれは苦慮いたしてはいる問題点であります。そこでおそれお預けになられた方々にもそういう事情、しかももつともな事情がありますので、これ以上何とかしてほしいという御意見があることはもつとも存ぜられませんが、今申し上げるように、一つは均衡の点からの考慮、いま一つはこういう金銭債権の性格が、貨幣価値の下落の際に出て来る必然の結果でありまして、これを当時の価値に際して払うということにはいたしました場合に、その資金をどこから持つて来るかというよ

うな現実の財政的な問題もありません。御希望はごもつとも存ぜられ、節は多々あるのではありませんけれども、今そういう御希望に際してこれ以上さらに特段の考慮をすることはおそれできないのじやないか。またそういうような立場もごしんじやくいいたいで、在外財産問題調査会等におきましても、この程度の線という答申になつた、こういうふうにも承知いたしてはいるわけでありまして。

適用外になるわけでありまして。この点については、満州国と日本の国内にある財産等との関係で、何らか今後においても考慮される余地があるのかどうか、その点はいかがでしよう。

○田中委員長 なおこの法律には当然適用外になつてはいるのであります。満州国関係は、満州国の郵政貯金という点で独立した国の貯金という形になつておりましたけれども、日滿協定書によつて、満州国ができたときの関係から、満州国におりました日本の軍人等の場合に、軍事郵便も開設されなかつたというふうな関係で、満州国の貯金になつたような人は、今度の法律では

為替を振出しの請求をするその際、あるいは振替貯金をするときにあつた、そのおの／＼の法律に基くこととなるのでしようか。あるいはその特別措置によつて処理することになるのではありませんか。別言しますと、別にそれ／＼根拠法がありまして、処理する処理の仕方、教額のみめ方をこの法律によつてやるというのでしようか。この法律自体によつて払いもどしをする法律が初めて制定されることになるのでしようか。その点はどういうことになるのでしようか。

○吉田(賢)委員 前回は提案理由の御説明がありましたときに、その点にお触れになつたかどうかちよつとはつきりいたしませんけれども、念のために聞いておきたいのですが、この法律によつて特別に処理なさろうとする対象である第一の各郵便貯金、為替、振替貯金などを払いもどしなさろうというのは、貯金を預け入れるその際、また

○吉田(賢)委員 私はこれによつて処理されて、若干でも払いもどしを受けられることのできる人が相当多数にあるというのを前々回に聞いておりましたので、これの実現することにはもちろん何も反対するところはないのです。ただ間然するところなく、かつ適正に払いもどしをされることを希望する趣旨でお尋ねするのであります。そうしますと、この第二条の軍事郵便貯金、軍事郵便為替といふことは、これははなはだ素朴な質問で失礼ですけれども、これの根拠は現在みな生きていますか。第一条の各貯金とか為替とか振替貯金ですが、これは全部現在なお生きています法律でございませうか。そうしますと、いずれこれにでも載つておると思つたので、その点御指摘いただきたい。

○塚田國務大臣 御指摘のように、基本法規は全部生きておるのであります。従つてその第一条にはつきりいたしてありますように、そういうもの「特別処理に關し」というように書いておるわけでありまして。

○吉田(賢)委員 それを御指摘を願つておきましたら、なお法律案の内容、趣旨、性格がはつきりするものであります。この第二条第一項の「一」軍事郵便貯金とは、「二」三「軍事郵便為替」とは、「以下三」ブロックになつておるようでありまして、これはどういふ法律なんですか。

○小野政府委員 これはいづれも郵便貯金法によつて扱います郵便貯金でございませう。

○吉田(賢)委員 郵便貯金法第何条ですか。

○小野政府委員 これにつきまして

は、郵便貯金法第何条と区わけされま
して適用されるのではなく、全般の規
定がそのまま適用されるわけでありま
す。

○吉田(賢)委員 全般の規定が適用さ
れることは、郵便貯金法に野戦
郵便局というような字句を使つてい
るとは考えられないのですが、ちよつと
御指摘願いたい。

○小野政府委員 ここに野戦郵便局と
か、あるいは海軍軍用郵便所の扱いと
か、あるいは外地とか、いろ／＼の表
現がしてございますが、これはいわゆ
る郵便貯金の発生しました由来を一応
説明的に書いておるわけでは、いざし
て、郵便貯金といたしましては、いざ
れもそういつた頭のない郵便貯金
でございます。従つて現在の郵便貯金
法の第一条から全条が適用される郵便
貯金であることは間違いないわけであ
ります。ただ処理いたします場合に、
問題となつております郵便貯金も同じ
郵便貯金ではあります、これを各種
別に、旧軍人軍属の使用いたしました
郵便貯金もまたそれ以外の一般在外同
胞の使用いたしました郵便貯金とい
うように一応区わけしてあるわけござ
いまして、いずれもこれは郵便貯金法
の規定によつて預かつた郵便貯金であ
ります。

○吉田(賢)委員 これは広い意味にお
ける在外資産の概念の範疇と申しま
す、外地における在外資産でないもの
もありません、在外的関係に
おきましては在外資産の一種になるの
でしようか。その兼ね合いはどうい
うことになるのでしようか。外地にお
きまして財産権を有しておつた邦人の
財産の処理というものは、まだ終戦後

完全に管理されておらぬと私は思うの
であります、その一種としてこれは扱
つておるのだというふうな考へるべ
きなものでしようか。あるいはそうでは
ないのでしょうか。この処理の対象に
なつておるものの性格を、在外財産的
な考へ方からいたしまして、根本的に
はどういうふうな考へるべきか、この
点をひとつはつきりしておいていただ
きたい。

○塚田国務大臣 この扱ひ方といたし
ましては、在外財産問題調査会とい
うものでもつてお扱ひを願つたのであ
りますけれども、この資産の性格は在
外資産であるか、国内資産であるかとい
うことは、なか／＼めんどろな問題で
あります。しかしこの法律の建前とい
うことは、これは在外資産ではない、
つまり国内の資産であるという考
え方を一応いたしておきます。従つて
その他のいゆる存外資産の処理とは
切り離して、これだけの整理をする
という考へ方になつておるわけであり
ます。在外資産であるか否かという区
別をどうするかという問題は、これは
国との一種の債権債務の関係であり
まして、現実にお預けになつた金も、普
通の過程から行きますればお預けにな
つた金は全部郵政省に集まり、預金部
に集まつて、国内においてまかつて
おるはずのものであります、今日の
状態では債権者、債務者とも国内に
おられるわけでありまして、どちら
にしてもこれは在外資産ではない、こ
ういふ概念の方が正しいように考へら
れておるのであります。

○吉田(賢)委員 しかしまだ内地に帰
つておらぬ人も相当ございまして、
たとえば外地ということになりま

と、これは法律を詳しく見てみないと
わかりませんが、朝鮮、満州、中華な
ども出ておりますから、預金者、権利
者が当然まだ多数に留しておる者もあ
り、また内地に帰つておる者もありと
いうふうな、まだはつきりといずれか
にきまつておるわけではないというこ
とになりまして、観念的には一種の在
外資産の性格を持つておるものではな
いでしょうか。要するにこれは法律の突
きというよりも、考へ方の統一という
意味において何つておるのでありまし
て、政府といたしましては、こつた
ふうになお外地に居住しておる者もあ
り、内地に帰つた者もある、いざれの
性格とも考へ得られるようなはつきり
しない場合が現れておるのでありま
すから、このようなもの一切を整理
し、もしくは在外資産の全部を国民が
所持して行つた権利をそのまま認
めて、処理して行くといふような根本
方針でも持つておられるのだろうか、
どうだろうか。あるいはたま／＼従来
払いもどしになつておりましたの換
算率をきめるといふ、何かさういふ具
体的な事情で、これのみを切り離して
お扱いになつておるのか。根本的には
在外資産処理に対する政府の根本方針
がきまつて、その一つの適用としてこ
れが出て来たわけではないのであるの
かどうか、これだけをお確かめ申して
おきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 在外財産問題調査会
が扱つております全体のは、御指
摘のようによく在外において国民が持
つておつたものをどう処理するか
という問題を扱つておるわけなんです
りまして、従つて政府の方針としては
さういふものに対して全然考慮を払

ないという考へ方はもちろんないわけ
であります。何らか措置をすべきでは
ないかという考へ方を持つておるわけ
であります、その中から特にこつた
うものだけがとりあえず取上げられた
ということには、やはり発生した経路
からいたしまして、在外財産という形
に非常な似通つたものがあるものであ
りますけれども、やはり厳密に検討すれ
ばむしろ在外財産というよりも、これ
は国内の財産といふべき性格のもので
あるといふように概念されましますので、
かた／＼国が債務者であるといふよう
な関係もあつて、これだけを別途処理
するのが適當である、こつた考へ方
でとりあえずこれが取上げられたわけ
であります。

○田中委員長 その点で委員長からも
う一点伺ひますが、外地で郵便貯金あ
るいは外地の振替貯金等の関係で受入
れて、特に終戦後受入れた分は内地送
金は現実にはできていないと思ひます
しかし今大臣がお答えになつたよう
な形で、すでに国内に帰つて来ている人
を当然対象として今回処置されるとい
うことはわかるのであります、今度
金額が確定して払いもどししますと、
残余の部分については結局永久にと申
しますか、切捨てになつて、考慮され
ないという建前になるように思ひので
あります、全体にいわゆる外地で持
つていた在外資産といふものの処理、
これは講和条約等の関係で返つて来な
い部分もありませんけれども、何らか国
の方においてこれを補償するといふよ
うな場合に、内地へ送金されなかつた
ものに相当する部分がかりに返還を受
けられるといふような形になつた場合
には、今回の処置で一応切り捨てられ

る部分についても、在外資産の全般
的な補償とか、さういふようなとき
には、あらためて考慮される余地があ
るのかどうか。

○塚田国務大臣 お尋ねのこの特別
理法案によつて支払いを行つて、そ
うしてそれによつて切り取られてしまつた
といふものは、今後在外財産の全般に
ついて処理するといふような場合が
かりに起りましても考慮されたい、こ
ういふことになると思ひます。と申し
ますのは、今度のこの支払いにつきま
しては、本人がお預けになつた原資が
国内へ送られておるか、送られておら
ないかといふことは考慮せずに、むしろ
普通の場合ならばお預けになつた方は
国内へ送られておる。従つて国内で
払いもどしを受けられるのだといふ考
え方でお預けになつておるから、そ
ういふ特別処置をいたすわけでありま
すから、この法律で超過した部分とし
て払いもどすべきでないといふよう
に決まりましたものは、今後これは
考慮されることはいない、こつた考
え方であります。

○吉田(賢)委員 そうなつて来ます
と、またさかのぼつて聞かなければ
ならぬのですが、内地に送付、送金され
ておる、おらぬにかかわらず支払うと
いうことになり、それからたとえば別
表によりますると、華中及び華南は、
丙は一円に対して四百三十二円、マ
ラ及びビルマは一円に対して四百三十
二円、ボルネオ等の東印度諸島は六
円、華北は百円等々、大分率が大き
なつておるわけでありまして、さうい
たしますと現実には送金を受けて
おらぬので金はない。それから貨幣

値が変動しておりますので、それを理由に換算率がつつと大きくなつており、こゝろことになつております。現実には政府の手元といつた結果も見るわけではございませんが、その点、法律の解釈でございます。この法律は公布の日から施行することになつておりますので、かりに本国会中にこれが成立いたしますと、ただちに支払いを行わなければならぬのではないかと思ふのですが、そうするとその予算関係はどうなるのか。

○小野政府委員 細説の通りこの支払い所要資金は、この貯金なり為替がほとんど終戦後の扱いにかかるといふので、資金は外地から日本国内に返つておられます。ただ郵便貯金の建前としたしましては、正常に参つております。これが銀行等におきましては、外地の銀行はそのまま資金が日本に回送されませんがその土地で運用され、とどまつておるものであります。郵便貯金としましては全部これは内地に返つて参りまして、資金運用部資金の中に入っております。そういう一団の関係になつております。現実には終戦後の扱いになつておるです。資金を回送する道がございませんので、現地にとどまつております。支払い資金の問題につきましては、その点の問題はあつたのであります。いづれその点の処理につきましては、最終的に一般会計で負担をいたしますかどか、その辺のけじめをつけなければならぬわけでありませう。ただ今回の措置と同時に、それを適切に措置できればこれは非常につきりするのでありますけれどもこの資金

の大半を形成しております軍事郵便金の関係で申し上げます。これは一旦臨時軍事費の今計に入つておられます。それから郵便貯金の方へ資金が返りまして、資金運用部預託に相なるわけでありませうが、今日まだ臨時軍事費特別会計の最終の処理ができておりません。まだ相当時日を要する模様であります。従つてこの所要資金につきましても、最終的な処理を一般会計で全部負担するかどうか、こゝろいつた問題についてはまだ時日を要するわけでありませう。従ひまして当座の問題といつては、各種資金のやりくりによつて措置するわけでありませう。厳格に申し上げますとこれが単なる引揚者の救済措置でありますならば、救済金としてつきり予算の歳出に計上しなければならぬものでござります。郵便貯金の支払いとして考えますと、現在内地の郵便貯金につきましても一々、その年度支払いを見込まれる金額につきましては、これを歳出に計上いたしております。予算の歳入歳出外の現金の扱いとして処理してしておりますので、全然予算に所要原資を計上する必要もないわけでございます。

會計に振り込んで、それを払いもどすといふことになつておらなくとも、ただ名目上政府が預かつたといふ関係が認められる限りは、支払いをしても還法ではない、こゝろいふことになるのでございませうか。その点、法律の解釈だけありますので……

○小野政府委員 通常の状態で申しますと、資金の回送が完全についておれば、これはもうつきり裏づけのある貯金でございませうので、法律上から申しましても事案上から申しまして、はつきり支払いに應じ得る態勢にあるわけでございます。ただ本案の問題につきましても最も問題であります。問題は、支払うことができないかという点、支払うべきかどうか、どのようないかの問題ではなく、どのようないかの問題です。すなわちこの換算の問題で支払うか、ほとんど全部の必要であるといふと、ほとんど全部の必要であるといふと、この換算の問題でないかと申上げてもさしつかえない問題でございます。先ほどから大臣に御意見を願つたのでございませうが、建前といたしましては、郵便貯金法上成立した債権であり、債務であることに問題ない、かような立場をとつておられます。ただその当時、日本の行政権自体がほんとうに正常な、完全な状態になつたのでありまして、いろいろの連絡の道も絶たれておりませうが、郵便貯金を管理する管理者の意思が先まで十分に届き得ない状況で、従つてそういう状況下におきまして、現地にいたしましては従来——と申しましても日本との連絡のつきまじり時期におきましての最終の時期において維持せられておりましたレートによつて、それをその後長くそのまま適用して扱

○吉田(賢)委員 そういたしますと所要資金は大體二億五千万円とか聞いたのですが、そんなんですか。
○小野政府委員 全体を通じまして約四億二千万円計算いたしております。
○吉田(賢)委員 そういたしますと現実に送金の有無にかかわらず、例を郵便貯金にとつてみれば、原資が現実にあれば、これらの払いもどしも、郵政省において自由にできることになつておるのですか。それは元来預かつたもので、よしんば預かつた金を預かつた

つておつたわけでありませう。その点の問題があるのでありまして、いわばそういう点でできずを持つた債権債務であるといふことはできるわけでありませう。今それを為替関係のレートの変更、また貨幣価値の非常な変動によりまして、終戦当時維持したレートのままではいけない、これを修正しなければいけないこと、いわゆる支払いに換算を用いなければならぬといふような結論に相なつたわけでありませう。

○吉田(賢)委員 その為替レートの関係であります。三百六十円の単一レートになります。いさな物案によりまして、また取引の国々によりまして、ずいぶんそこはむらになつておつたようですが、特に華中、華南及びマライ、ビルマなど、この率が高いようになつておるのであります。それが最終というのですか、一体いつのどの基準でこう定められることになつたのでしょうか、それをひとつ聞いておきたい。

○小野政府委員 換算率の適用の問題につきましては、郵政省といたしましては、大臣がこゝろいつた率を決定する権限は持つておられます。一応、一般の類似のものに適用されるレートを援用するほかにないわけでございますが、すでにこのレートはここ二年ばかり前在外公館等借入金金の返済をいたしたわけでありませうが、その際に日本円と朝鮮、台湾、關東州、樺太、また北支、南支等との関係におきまして——南方も含まれておりますが、その貨幣価値の変動をいろいろある時期に測定いたしまして、日本円との換算はこの

くらの率が妥当だといふことで、いまはきまつておつたわけでございます。それを今回在外の銀行預金等の支払いに処理につきましても、そのまま援用いたしております。これは大蔵省側でそういうことになつておりました。われわれもいたしまして、貨幣価値の状況によつて採用し得るレートとしましては、これによる以外に道がありませんので、それを援用しようといふことになつておるわけでありませう。従ひまして各地域いろいろレートは違います。これは一般の権衡を考へないで郵便貯金独自の採用したものではなく、他の類似のものにすべて共通に使われておるレートであるわけでありませう。

○吉田(賢)委員 ちよつとその前に伺つておきましたが、現地の受入れました、また扱いました金額は總計何ぼになりますか。
○小野政府委員 現地で扱ひました、いわゆる通帳に記入しております金額は、軍事郵便貯金で申しますと二十三億といふことになつておられます。また外地の郵便貯金は一億四千万円余に相なつておるわけでありませう。

○田中委員 ちよつと、この換算率の問題ですが、なるほど二年前に在外公館借入金金の返済の場合にとられた基準であることはわかりますけれども、それはやはり預け入れた当時の日本円とあるいは中南支、マライ等における現地通貨との換算比率というものがたまたまとられたのではないでしようか、その点いかがですか。
○小野政府委員 その通りでございます。預入当時の両者の貨幣価値を比較いたしますとこのようになつておるといふような想定で、このレートはすべて

できておるわけでございます。

○吉田(警)委員　さきの問題でありま
すが、支払うべき原資はともかくもあ
るけれども、しかしその後内地で預金
があつた場合に、その総計は一定額を
記入されておる。それから外地で預金
されたものがそれに何ほどかプラスに
なつておる。総計の数字というものは
そこに違ひがあるわけであります。支
払いの場合に内地のものをかりに利息
をつけて全額を支払うことになれば、
外地で預けたものは全然内地へ送金し
ておらぬのだから、それだけ不足があ
るといふ事に一応仮定的に考えられ
るのであります。現に内地のその後の
預金者は出入がはげしいから、金額の
扱ひもどし請求というところは現実には
ありませんから、手元のものを扱つて
も事実上そこに何の支障も来さない。
しかし観念的には内地で受入れたもの
は、内地に受入れてある原資を扱ひ
もどすべきである。外地から全然内地
に入つて来ておらぬものを内地の受入
れたものから扱つて行くことは
やはり筋が通らないのではないか。む
しろこれは何らかの方法で、郵便貯金
の貯金会計を正確に処理して行く上
におきましては、足をはみ出しておりま
す。外地の預金は別途財源をもつて処
理すべきではないだらうか。たとえば
一般会計をもつて繰入れるとか、何か
の方法を同時に講じておくべきやな
いか。この点は最終的にはさういふ
にすべきだといふ御説明であ
りますけれども、最終的にいふべき
じやなしに、最初に別途に並行的にそ
ういふ措置を講じつつ処理して行く
というところが、やはり経理を正確にして
行く上においては筋が通るのじやない

だろうか。足らなくなる、余るとい
うようなことではなしに、ともかく来て
いないのだから、一般会計をもつてこ
れは充てるべきだといふことを、当初
から方針を立てて臨むべき筋じやない
か、こう思いますが、いかがでしょう
か。

○小野政府委員　問題は吉田委員御指
摘の通りでございます。この措置を講
じます際にはつきりその辺を割切れ
ば、これは予算で出るものは出、問題
は明確になるわけでございますが、先
ほどお答え申し上げましたように、最
終処理といつたしましては相当時日を要
する。ではその前の事前措置といつし
まして一応一般会計で持つこととい
うことになれば、予算を追加しなければな
らない、予算の修正を必要とするわけ
でございます。これも今の事情上非常
に困難な状況でございますので、やむ
を得ず資金の流用をいたしております
が、この資金の流用は実を申し上げま
すと、郵便貯金の金として扱つたもの
のみを流用しているわけではないので
あります。郵政省で各種の金を扱つ
ておりますが、さういふた扱つた金を
流用いたしまして、実はさういふ面か
ら申し上げますと郵便貯金より取
り戻した金以外に、資金運用部には
支払うに必要なだけの金はすでに入つ
ておるわけでございます。これは昭和
二十三年の閣議決定でさういふ流用措
置を認められました。これを流用いた
しておるわけでございますが、これは
一応かりの措置でございます。これを
最終的にいつきり一般会計で持つ、こ
う行きますと、事情許します近き将来
におきまして、さういふ面がはつきり
して来るわけでありませぬ。

○吉田(警)委員　問題は吉田委員御指
摘の通りでございます。この措置を講
じます際にはつきりその辺を割切れ
ば、これは予算で出るものは出、問題
は明確になるわけでございますが、先
ほどお答え申し上げましたように、最
終処理といつたしましては相当時日を要
する。ではその前の事前措置といつし
まして一応一般会計で持つこととい
うことになれば、予算を追加しなければな
らない、予算の修正を必要とするわけ
でございます。これも今の事情上非常
に困難な状況でございますので、やむ
を得ず資金の流用をいたしております
が、この資金の流用は実を申し上げま
すと、郵便貯金の金として扱つたもの
のみを流用しているわけではないので
あります。郵政省で各種の金を扱つ
ておりますが、さういふた扱つた金を
流用いたしまして、実はさういふ面か
ら申し上げますと郵便貯金より取
り戻した金以外に、資金運用部には
支払うに必要なだけの金はすでに入つ
ておるわけでございます。これは昭和
二十三年の閣議決定でさういふ流用措
置を認められました。これを流用いた
しておるわけでございますが、これは
一応かりの措置でございます。これを
最終的にいつきり一般会計で持つ、こ
う行きますと、事情許します近き将来
におきまして、さういふ面がはつきり
して来るわけでありませぬ。

○吉田(警)委員　この点は局長もしく
は政務次官は大臣と御協賛になつて、
問題に対処する方針をお立てになつて
おかねばいけません。問題はと私は考
えます。といふことは、やはり流用を
することが可能でもあり、もしくは何か
資金が入られておつたとすれば閣議
決定があつたとか、さういふ御説明は
ありませんけれども、やはりいふところ
に支払いの方針を立てて、流用すべき
原資がほかにあるのだからこれをま
かして行く、あるいはまた時勢によつ
て國家の所得になつたところの流れ込
みのものがあるの、またそれも最終
的にはあれこれバランスをとつて支払
に充てるということもいふと思
ひますけれども、やはり國家財政の
建前といたしましては、國民に対し

て、かりに四億円も、――これは金利
がつくのかどうかはつきりしませぬ
が、かりに四億円で、四億円支払う
という方針を法律によつてきめて出す
以上は、それに該当すべき本来的筋が
通つた財源を用意するのが私は当然で
あると思つておる。やはり緊縮予算は一
兆円を越えてはいかぬといふので、今
補正をすることはどうかといふ御意見
もありませぬけれども、さういふこと
はごまかしになるおそれがありませ
ぬ。これは四億円だからいいけれど
も、四百億ぐらいになつたらどういた
します。またあなたの方だけではない
して、この種の問題は、あるいは他の
省にもあるかもわかりませぬ。他の各
省にずれの省におきまして、今流用
すべきものがあるのだから、それでま
かつておいて、最終のときにバラ
ンスをとつて、しりを結んだらいい
ではないかといふ考え方は、財政の方針
としましては、まことに不堅実でもあ
るし、さういふことはごまかしに墮す危
険があります。やはり國が隠れた負債
を、引当て財源を明確にしないで処理
をして行くといふことになりませぬの
で、従つてさういふ面からいたしま
して、このたび郵政当局はやはり國家財
政とのならみ合せもありませんけれど
も、さういふことにかかわらず法律を
打ち出して、支払いの特別処理をする
以上は、引当てるべき財源はやはり筋
を通して当初から用意してかかるとい
うことが、私は堅実な國家財政のあり
方であると思つておる。でありますの
で、今御用意はないようでありますけ
れども、もや／＼したままで経過すべ
きではありません。また最終の処理の
ときに一般会計からどうする

○吉田(警)委員　私の申し上げました
趣旨はさういふ趣旨ではなくして、貯
金局長の御説明によりますと、終戦後
全然送金されおらない。大臣はさつ
き送金したものがあつた、送金されな
いものがあるといふことであつたが、最
後に送金しておらないといふことであ
りますが、送金しておらぬといふこと
になりますと、本来の原資はないわけ
であります。送金しておらぬけれど
も、ほかに原資があるからそれを流用
して行くということもある。あるいはほ
かに流用されるものが流れ込んで来るも
のが生じて来るかもしれない。あれこ
れ原資もあるからといふようなこと
で、最終処理としては一般会計等の援

○吉田(警)委員　この点は局長もしく
は政務次官は大臣と御協賛になつて、
問題に対処する方針をお立てになつて
おかねばいけません。問題はと私は考
えます。といふことは、やはり流用を
することが可能でもあり、もしくは何か
資金が入られておつたとすれば閣議
決定があつたとか、さういふ御説明は
ありませんけれども、やはりいふところ
に支払いの方針を立てて、流用すべき
原資がほかにあるのだからこれをま
かして行く、あるいはまた時勢によつ
て國家の所得になつたところの流れ込
みのものがあるの、またそれも最終
的にはあれこれバランスをとつて支払
に充てるということもいふと思
ひますけれども、やはり國家財政の
建前といたしましては、國民に対し

て、かりに四億円も、――これは金利
がつくのかどうかはつきりしませぬ
が、かりに四億円で、四億円支払う
という方針を法律によつてきめて出す
以上は、それに該当すべき本来的筋が
通つた財源を用意するのが私は当然で
あると思つておる。やはり緊縮予算は一
兆円を越えてはいかぬといふので、今
補正をすることはどうかといふ御意見
もありませぬけれども、さういふこと
はごまかしになるおそれがありませ
ぬ。これは四億円だからいいけれど
も、四百億ぐらいになつたらどういた
します。またあなたの方だけではない
して、この種の問題は、あるいは他の
省にもあるかもわかりませぬ。他の各
省にずれの省におきまして、今流用
すべきものがあるのだから、それでま
かつておいて、最終のときにバラ
ンスをとつて、しりを結んだらいい
ではないかといふ考え方は、財政の方針
としましては、まことに不堅実でもあ
るし、さういふことはごまかしに墮す危
険があります。やはり國が隠れた負債
を、引当て財源を明確にしないで処理
をして行くといふことになりませぬの
で、従つてさういふ面からいたしま
して、このたび郵政当局はやはり國家財
政とのならみ合せもありませんけれど
も、さういふことにかかわらず法律を
打ち出して、支払いの特別処理をする
以上は、引当てるべき財源はやはり筋
を通して当初から用意してかかるとい
うことが、私は堅実な國家財政のあり
方であると思つておる。でありますの
で、今御用意はないようでありますけ
れども、もや／＼したままで経過すべ
きではありません。また最終の処理の
ときに一般会計からどうする

助を求めなければならぬが、今では処理可能だ、こういうような御説明でありますので、処理可能であるから、それで新たに原資を用意するということをせぬでもよいというような考え方はいかがか、こういう点なのです。ですから今政務次官のおつしやつたような趣旨を私は申し上げておるのではないのです。でありますからこれに見合すべき財源は、ないとなれば一般会計以外にないと思ひますので、一般会計において処理するならば、処理するの。今の財政方針から見ても、すぐにできぬというのであればいつなすべからぬ。私にはやはり当初から法律をつくらせて、財政方針をきめる以上は、裏づけになる財政方針といふものをきちんと立てておくと思ひます。そういう意味でありまして、そこはひとつ誤解のないようにしていただきたい。その方針は必ず立ててもらわなければならぬ。貯金局長はこれの専門屋さんなんです。それから、その方からはつきりさせて、そうして省議として方針をきめておいてもらわなければならぬと思ひます。

○小野政府委員 御指摘の通りであります。問題を明確に割切つておられます。問題は、先ほどおられるお答え申し上げた通りであります。私もこの措置をいたします場合に最も理想といつた点では、一般会計でそれを保持つたこと、こういうことで割切ることでありまして、従来とも、この資金は一般会計で早く持つてくれということ、折衝はいたしておるわけであり。問題は、その一般会計負担の大部分の分府に属します軍事郵便貯金の資金につきましては、臨軍会計の処理

全股が、これは郵便貯金だけではなくして、臨軍会計処理として全体の整備がまだつきかねている状態でありまして、大蔵省といたしましてはこの処理にはなお時日を要するような現状であります。そういうふうな面でも、問題を現在につきり割切り得ないので、やむを得ずそういう資金の流用措置をいたしておるわけでありまして、今回もいろいろ折衝いたしたのであります。が、いざそれらいつた最終処理はつけないければならぬ。一般会計でどのくらい負担するか、その額の確定等もつけないければならぬ問題であります。現在それをつくるには計数がまだ整つておりません。この資金自体につきましても四億二千万円といつておりますが、実は内地にその原簿を何ら持たないわけでありまして、郵便貯金通帳も、引揚者が帰りますのでその提示を受けて、その通帳のもとに原簿をつくり上げたわけでありまして、まだ通帳自体を差出しておられない人もあろうかと思ひますが、一応その面からは大した額の相違はないと思ひますが、四億二千万円は大体の推定の数字にすぎないわけでございますので、そこで一般会計で持つ持たないのけじめをつける数字的な根拠としては、この面から十分ではございませんし、一方そういう臨軍会計の内容自体が、このほかはまだ解決を要する問題がたぐさにごさいます。現在そういう見通しをつけ得る段階にきておりました。早急にこれは解決しなければならぬ問題であります。ひとまず資金の流用で行きまして、その資金の流用は、先ほ

ど申し上げました昭和二十三年五月に閣議決定を受けましたその資金を流用して、ひとまずやつておく。と同時に将来の処理につきましては大蔵省と協議をいたしまして、できるだけ早くそういう最終処理をしよう。こういうことは大蔵省も納得の上であります。今この法案提出にあたりまして、今のそういう資金の関係、将来の一般会計負担額を確定するに必要な折衝等の関係につきましても、裏づけとして閣議決定を受けおるようなわけでございます。ただ今日それをいふことが確定できなかったのは、先ほど申し上げたように、現在までそういう正確な資料、その他の準備が進んでおらないからでございます。いざいざ近い将来にそういう処理をしなければならぬと思ひます。私どももいたしましては、かわり金は全然入つておりませんので、一般会計負担を強く要望しておるような次第でございます。

○吉田(賢)委員 私は、やはりあなたの方は大蔵省に對してもつと強く、要求なり交渉する、その態度を堅持してもらわなければいかぬと思ひます。臨軍会計のしりがどうなるか、こうなるか、これは別の問題でありますけれども、いざいざにしまして、やはり閣議でこの法律をきめた以上は、これの裏づけになるものは明確に言質をとつて、将来これが郵政特別会計へ何かと圧力をかけ、また一つのマイナスの種になつて、いざいざ予算関係などで、ないものをあちこちとほり上げるといふ経理面の問題が出て来るときには、やはりこういうものは一つのマイナスになるものであります。でありますから、ここは漫然と将来を約束するのじやなしに、もつと大蔵省との間にはつきりとした方針を立てて、郵政特別会計に将来またマイナスの負担が来ないように防禦をして、かつ財政に筋を通す、財源は他の面より繰入れして、らうという方針をいつたりと約束するところまで、あなたの方は強く交渉しなければいかぬと思ひます。いざいざにしましてやつておきましたならば、おそらくは将来財源なんかで問題の起つたときに、これを利用されるだろうと思ひます。どうも大蔵省は——前にも大蔵省の態度は何かしら銀行屋さんの味方をしたような容弁ばかりしておられて、大蔵省に對しましてはとかく問題が控へ目にされ、圧力が向うからかかつて来るとおるようには私ども委員として感じます。そういうことはいざいざ知りませんが、こういう問題につきましては、この機会に相当こちらから置みかけるようにして、ひとつ明確にこの財源的措置を講ずるようにはせられんことを希望しておきます。これはいざいざとも省議できめてもらわなければいかぬと思ひます。

○土井委員 ただいままでの吉田委員の質問によりまして、われ／＼としてちよつとふに落ちない点があるのではあります。先ほど貯金局長の方からお話がありましたように、この事柄につきましては財源的処置も全然ないし、それから実質的には最終的に数字の面も明確でない、こういうふうにも言われておる。それからさらにたとえは十年間経過すれば時効になつて、時効益が入つて来るといふようなことも考えられる、そういうふうにならずかと一

府事業であるので、より安全だ、こうい
う信頼を持つて預金いたしますことは
間違いないわけでございます。そうい
つた面から、今回のこの国会でどうい
つた処理を御審議願えませんか銀行預
金は支払われる。郵便貯金はまだ懸案
として先まで処理を保留されるという
ことになりましたと、郵便貯金預金者と
いたしましては、大体大部分が零細な
金の預金者でございますが、非常に不
利な立場に陥るわけでございます。そ
ういう点を考えまして、会期末まこと
に恐縮ではあつたのでありますが、関
係の方面との話し合いもつきました。御
審議を願うことにいたしましたわけであ
りますが、御指摘の資金面につきまして
は、非常に曖昧模糊としておるような
お話でございますけれども、実は流用
の關係につきましてもはつきりいたし
ておるのでございます。ただそれをい
つどのような形で処理するかというこ
とが、現在といたしましてはまだ機が
熟しておらない、諸般の準備ができて
おりませんので、できるだけ早い将来
にこれをまたなければならぬわけであ
りますが、現在といたしましては、一
応資金の流用で処弁できる。実はこの
ことは十分大蔵省も知つております
し、先ほど申し上げました通りこの流
用先、資金自体は郵政省固有の金では
ございませんし、そういうような關係
もありませんので、郵政關係の会計には
實際は腹が痛まないわけでありませ
ん。ただそれをはつきり郵政会計以外の金
で処弁できないものがあれば、それを
はつきり色をつけて一般会計だと言つ
てしまえば、問題は割切れるのであり
ますが、そうしますまでは、計教そ
の他についてもまだ確定を要するとい

うことで、将来の措置に待とうとい
うことに相なつておるようなわけであ
ります。

○土井委員 大体了解はつくわけであ
りますが、要するに明確な総額的金額
が出て来ておらないわけですか。それか
ら時効になつて参りますれば、時効に
なつた結果においての数字がまた明確
になつて来ると思つたのです。そうなつ
て参りますると、たとえば今吉田君が
言われているように、これを支払うべ
き財源を求めるといふことになれば、
当然一般会計からこれを引当てるとい
ふことになれば筋が通つて来るわけだ
す。それをするといふことのために、
やはり数字を明確にして行つた方が
いいのじやないか、数字が明確になら
ないうちに、これを処理するといふこ
とについては、たゞいまお話のように
一般預金者から非常に熱心な要求があ
るからといふことと、それから銀行関
係の支払いがある、そのために圧迫さ
れるといふような、いろ／＼な政治的
な考慮といふものもこれは考えられる
とは思いますが、しかしここ一年か
そこらで時効の關係ははつきりして来
るのでしよう、そうなつて来れば数字
も明確になるわけですか。それからで
も、今まで待つていたのだからそれほ
ど急ぐ必要もないのじやないか、むし
ろその時期を待つてはつきりして、そ
れから政府は、本年度予算は一兆円の
わくできまされたから、予算の増額と
いうことはな／＼困窮であらうけれ
ども、適当な機会にやはり予算増額は
しなければならぬのじやないか、補正
予算なり何なりでやらなければならぬ
、そのときにやはり大蔵省と十分協
議して、そうして予算をはつきり打出

してやるべきじやないか、今郵政省の
方で融通することのできる金があるか
らそれでやるのだ、しかも対象となる
べき数字が明確でない、大体概算約四
億二千万円ですが、それを標準にして
やる、こういうお説だけれども、しか
しむしろそれよりも筋を通して、一般
会計から出すようにするために、全
体の輪郭がはつきりわかつてから出
してもよいじやないか、われ／＼はそ
う考える。ここに長くやつておつたん
だから、あつてやらなければならぬ
といふことはないじやないか、こと
に零細預金でありますから、実質的に
はそれほど影響力がないのじやないか
と思つたのですが、念のためにお聞きし
ておきたいと思つたことは、一体対
象となるべき人々の数は、どういふ形
になつてどういふ種類の人、分類的に
は何か基礎になるべきものがあるか
つたら、今説明ができれば資料な
り何なりでひとつ出していただければ非
常にけつこうだと思つた。

○小野政府委員 件数で申し上げます
と大体全国を通じて七十五万ござ
います。一口口座は大体一人と考へて
おりますので、七十五万名ばかりがこ
の対象になるわけでございます。と同
時に金額は零細とはいへ、預金者の立
場から言つて、いろ／＼陳情その他の
文面から見まして、この問題の処理
を非常に早急懸望いたしておるような
状況でございますので、お説のような
点は残るわけでございますが、これは
近い将来に解決いたすようになつた
つもりでございます。それからまた
大蔵省もそのようになつております
す。そういう關係がおりますので、
その時期を待つてその問題の処理をす

るということは、それよりも先に資金
の見直しもついておりますので、この
処理をいたしましてあとの事後処理に
なりますが、一般会計の負担確定等に
つきましては努力を続けて行きたい、
かように考へておるわけでありませ
ん。

○土井委員 一口当りの金額はどれく
らいになつておりますか。

○小野政府委員 大体平均で申しま
すと、金は出ますが、大体預金金額が五
千円以下のものが全体の七〇%を占め
ております。

○吉田(賢)委員 ちよつと一点だけ伺
つて終りますが、そうしますとこの支
払いにつきましても、今は郵政特別会
計の上は何の変動も生じないのでござ
いますね。またこの中には格別これ
に關連したものは計上されておらぬの
でございませぬか、その点ひとつ……。

○小野政府委員 全然予算の面には出
ておりません。

○田中委員長 ほかに質疑はありませ
んか。——なお委員長からもう一、二
点伺つておきたいのですが、この金額
がこの法案で確定するわけでありませ
んが、法案によりますと前の貯金通帳な
り証書で窓口で即時払いを受けられる
のではなくて、通常の貯金通帳に一旦
記入がえをして払いもどしを受けると
いうことになるのですが、そうした手
続は相当事務は煩雜になると思いま
す。ことに戦死者等の貯金通帳は遺品
としてどつておられますけれども、印
鑑等がないといふような場合が出て来
ると思つたが、そういうような事務
の取扱ひとか、金額が確定するわけ
でありますから、できるだけ迅速に処理
するような配慮がなされなければなら
ぬと思つたのでありますが、その点どう

いふようにお考へになつておるかとい
うことが一点。

ついでにお伺いをしますが、これは
先ほど土井委員の質問の中にもござ
いまして、貯金の払いもどし証書、あ
るいは為替証書及び振替貯金の払いも
どし証書には、それ／＼有効期間が十
年過ぎると時効になるというやうな関
係もありませんが、これは敗戦という事
実で、時効中断の事情が働いておるわ
けだと思つた。そういうやうな關係を考
慮して、この法律の施行の日に、それ
ぞれ払いもどし証書等が発行されたも
のとみなして権利の存続をはかるとい
うことが、この法律の中に出ておるわ
けであります。そうしますと貯金あ
るいは為替証書等の公布の日からの有
効期間といふことが、それ／＼きまる
と思つたのですが、それは大体何日にな
りますか。通常の期間であれば——こ
の法律ができたといふことが徹底する
までの間に、相当の時間を見てやらな
ければならぬと思つたのです。そういう
關係で、通常の為替証書の払いもどし
期間の九十日ですか、そういうやうな
期間であれば、せつかく法律ができて
も、結局知らない間に権利存続期
間が経過しておるといふやうな不幸な
事実も出て来ると思つたのですが、その
点の配慮はどうなつておるか、この二
点をお答え願ひいたします。

○小野政府委員 お答え申し上げます
。まず第一点の処理の状況につきま
しては、本法案が通過いたしました。早
急に処理をいたしたいと思つた。普
通の郵便貯金の取扱ひよりも換算率を採
用いたします關係で、や／＼込み入つた
処理にはなりません。そういうやうな關係

いふやうな關係は、や／＼込み入つた
処理にはなりません。そういうやうな關係

いふやうな關係は、や／＼込み入つた
処理にはなりません。そういうやうな關係

いふやうな關係は、や／＼込み入つた
処理にはなりません。そういうやうな關係

いふやうな關係は、や／＼込み入つた
処理にはなりません。そういうやうな關係

から通常の貯金と同様にこの貯金通帳をもつて、ただちにその後預入、支払をする通帳としてはかつこうでございませぬし、ひとまずこれはこれとして処理をいたしたいと思ひます。大部分は新通帳を発行いたしますとはいふものの、これは継続して預入をした、また払いもどしをした、全部を一ぺんにおろしたくない人がそういう措置をするのでありますが、今までのいろいろ陳情等を受けております実情から申しますと、この通帳は、ほとんどひとまず全払いするものと考へられまして、全払いの場合には、一応換算いたしまして、支払い額の確定をいたさなければなりませんので、郵便局の窓口でそのまますぐやりますと、非常に間違ひも生じます。また原簿自体も、一応正式の原簿ではありませぬが、通帳によつてつくりました原簿等も関係地方貯金局にありますので、それを参照いたしまして全払い証書を発行して、支払いをするという関係にならうと思ひます。そういう関係につきましても、全部手抜きなく配慮いたしまして、処理の促進方をはかつて参りたいと思ひます。

第二点の有効期間の問題につきましても、お説の通りでありまして、本法の第九條にその点は触れておりませんが、法律解釈の点から申しまして、あつた時効の申断の自由を奪われたい時期におきましては、当然それは普通の時効の計算ではないかわけでありませぬから、この法案におきましても、その点は明確にいたしまして、本法律施行の日には権利が発生したものとみなすわけでございます。従ひまして郵便貯金で申しますと、この法律が発

効しました日から十年間が、時効期間の起算点に相なるわけでございます。為替証書等につきましても、有効期間は三年間になつておりますので、その日から三年先までは効力があるわけでございます。ただ同じ為替証書で支払いを受けました場合には、その証書自体としては、実は三箇月でだめになります。同時にこれは権利がなくなつたものではございませぬので、証書の書きかえをやらばいいわけでございます。たゞ問題は、現在すでにそういう証書を持つておるわけでございます。これから要求によりまして証書は持つておりますが、その呈示につきましては、三箇月以内でなければ、その証書ではいけないということに、厳重に申せばなろうと思ひますが、この法律の趣旨から申しまして、そういう面につきましても、第一に発行された元の古い為替証書でもございませぬし、そういう面については、実行上利用者の便利になるような配慮は加えて参る、かように考へております。

○吉田(警)委員 これは郵政特別会計の数字に何も変動を生じない。変動と申すと少し正確ではないと思ふのでありますが、それにもかかわらず抽出の流用が認められるという御説明であります。その四億というの、郵政特別会計における昭和二十九年の予算を超過する額に属するのですか。

八百三億の純増を上げておりますけれども、これは受入れたものもございませぬし、支払いをいたしましたものもございませぬし、その差額が八百三億になるわけでありまして、そういう實際の個々の支払いの金は、歳出に計上を要はいたしておらないわけでございます。郵便貯金として入りませぬものは、予算上には歳入外の現金といたして受取つております。支払いの金は歳出以外の現金として支払つておるわけでありませぬ。そこで受入れ超過で残が出ますと、これは昨年で申しまして八百三億の残があつたわけでございます。これがそのまます資金運用部の二十年年度の預託金として入りまして、これが結局予算に影響を持ちます郵便貯金特別会計の支出を生む基礎になるわけでございます。その金の六分三厘が実は郵便貯金の資金運用部からもち入りとして入つております。そのほかで歳出をまかなえないものは、前回御審議をいただきました本年度予算にございませぬ通り、資金運用部からの正常な郵便貯金特別会計の収入と同時に、その不足分は資金運用部の全会計の剰余金を郵便貯金特別会計に繰入れてもらつてそれで支出をする。その支出の内訳は、預金者に、対する利子の支払に所要な金と、郵便貯金を運営いたしますために必要な人件費、物件費等の事務費、この二項にわかれております。郵便貯金そのものの抽出の金でございます。四百三十二分の一にするわけでありませぬ。と申しますのは、それは主として中南支方面が主たる対象になつておりますが、その当時これは終戦後最もおそくまで扱いました野戦郵便局を例にとりまして、昭和二十二年

ありまして、それ以外の資金を流用いたしておりますので、その面から見ますと、実は流用いたしました限度におきましては一応郵政省の債務であるかのようになつておるのでありますけれども、われわれといたしましては、それは将来一般会計で負担を受けよう、こういう希望を持つてございませぬ。その点から申しますと、すでに四億二千万円程度の今回の所要資金は、昭和二十三年度に軍事郵便貯金につきまして所要資金三十二億を見込みまして、すでに流用をいたしてございませぬ。ところが実際にはその当時それだけの資金がいらなかつたので、多少余つておりますが、その限度から行けば要な話であります。今までの郵便貯金会計といつたしましては、利用可能の限度におきまして、そのもの生む預託利子を得ておつたということに結果として相なるわけでありませぬ。

○吉田(警)委員 ちよつとわからぬのですが、この法律によつて四百三十二倍も支払いすることになる。現実に預かつたものをそのまま返すのではないのであります。でありますからあなたがおつしやるように、この法律によつて一円のものも四百三十二円返してあげるのであるから、予算に關係なしに預かつたものを返すのとは違ふと思ふのです。

○小野政府委員 それはそうじやないのです。四百三十二分の一にするわけでありませぬ。と申しますのは、それは主として中南支方面が主たる対象になつておりますが、その当時これは終戦後最もおそくまで扱いました野戦郵便局を例にとりまして、昭和二十二年

ろがその当時の備備券の価値は非常に下落いたしておつたのであります。昭和二十年の八月十五日までにおきましては非常な無理がありながら、備備券と日本円との關係は、備備券百円に對して日本円十八円、このように換算をいたしておつたのであります。これも隨時終戦を迎えるまでいろいろ問題になつた率であります。政府といたしましては大陸政策その他の關係から、レートが非常に合理的なものではありませぬが、これを堅持しておつたわけでありませぬ。そのレートが昭和二十一年になり二十二年になりまして、取扱いの最後の最後まで、終戦當時のそのレートを適用したわけでありませぬ。

○田中委員長 委員長からもあわせて伺ひますが、二十三年の三十二億は終

戦処理費から郵便貯金の会計へ繰入れ
たもの、そういう処置をとつたものか
どうか。それから郵便貯金は毎年決算
をするわけではないし、かりに今全部
郵便貯金の払い戻しを受けるとい
うことになれば、それだけの分の赤が
出るのだ。それは結局最終的に処理す
るという事になれば、一般会計から
の赤を補填するように処理することに
なるのじやないかと思ふのですが、そ
ういうような点をあわせて答えてい
ただければ明確になるのではないか。

○八藤政府委員 ただいまの委員長の
御質問の二点につきまして、また吉田
委員の質問に対し、貯金局長の答弁に
補足して御説明いたします。

おつしやる通り今度の支払いにつ
きまして、確かに戦地におきまして、外
地におきまして、日本の政府機関が貯
金として預かつてたもの、それが通帳に
よつて明確に証明されておられますの
で、国がその預金者に対してはつきり
債務を負うことになるわけでありま
す。第一点といたしましては、その預
け入れた金がおとんどというか、一文
もというか、海を渡つて日本に返つて
来ていないという事実、従いまして終
戦後におきまして為替管理会その他に
おきまして、かようなものに対する支
払いの限度その他が、大蔵省から当時
の資金緊急措置令に基づきましたか、あ
るいは為替管理法に基づきましたか、お
それによつて限度をきめて一応支払え
という事実が即座にいたしました。郵政省
におきましては債務は通帳で承認す
る、しかし支払は来ていない、しかし
ながらやはり支払うべきだといふこと
で、芦田内閣のときでございまして
か、昭和二十三年に三十二億を限つて

郵政省では一応金は来ていないけれど
も、こういう法令に該当するものは支
払つてよるしい。郵政省にはいろい
ろな金が入つて来ておられます。貯金
ばかりでなく、税金も入つて来てお
ります。その中から三十二億の限度に
おいては、こういう外地の関係は払
つてやれ、という閣議決定がございま
した。そこで郵政省といたしましては、
さような外地関係、軍事貯金関係の合
法的な支払元といたしまして、閣議の
承認を得ました三十二億を、郵便局に
集まつておられます、ろくろく、な金の中
から大蔵省の預金部に預託いたしました
て、その預託した中から合法的な外地
関係及び軍事貯金を支払つて行くとい
ふことをやつておつた次第でござい
ます。ところがやはり限度以上のもの
は残つたり、その後続々復員して来た
りして、いろ／＼残つたのがございま
す。その三十二億という金は何かと
いいますと、いわゆる海を渡つて復員
して来た金ではない。国の中において
郵便局の中に集まつた金の中から、し
かしそれは将来臨軍費の整理が確定し
たら、そのときにおいて穴埋めを考え
るぞというので、一般に入つて来た金
を一応流用してある。しかしそれも三
十二億と限つて一応預金部に預託いた
しまして、それを引当てて支払つて
おつたという事情であります。従つて
委員長の第一点の質問の最終の支払
については、これは明らかに臨軍費
から正式にはありませぬ。一般会計
から一応繰替払いをしていいという閣
議決定をしたものであります。

それから第二点はおつしやる通りで
ございまして、一般の税金その他の金
を押えて預金部に預けておる。そうし
て法律通り払い戻しに際しては、そう
おつたけれども、最終的には一文なし
になる。三十二億の預託した支払元が
なくなる。従つてこれは当然全部支払
い済ませて、預金部の預託元が一文
もなくなくなつて穴が明く。そうする
どこに持つて行くかというところ、こ
れは臨軍関係、一般会計から私どもと
しては頂戴するのが筋合ひだ、またこ
れが閣議決定の御趣旨である、こう了解
いたします。そこで吉田委員のお手元
にありますが、三百四十五ページであ
りますが、郵政省の財務諸表がござい
ますが、郵政省の財務諸表がございま
す。その中に二十七年年度貸借対照表
及び二十八年度の財産目録がございま
す。それらに二十八年度、二十九年、
二十八年度は決算中でありまして予定
計算書であります。二十九年度も予
算書であります。二十八年度の貸借
対照表の借方の方に、未整理預託金
というのがあります。そこに五十一億
という未整理預託金があります。それ
がただいま申し上げた閣議決定によ
つて、一応いろ／＼の種類の入つて来て
おる金を引当てとして預金部に入れた
という金に当るのであります。それが
二十八年度三月三十一日現在において
五十一億であります。そのうち三十二
億と閣議決定になりましたもの、実
際にかんがみて三十八億に事務的に修
正されておられますが、それがそこに残
つておる。その借方に見合うものとし
て、貸方の方に保管金というのがあり
ます。これはたとへば税金を郵便局で
受入れまして国庫に納める間に、期間

的に事務的に経過がありますので保管
しておる金であります。それから電
に支払う金があります。それから全部支
払いが決定するまでの間保管してお
る保管金、それが百五十五億ありま
す。借方の方の未整理預託金の五十億
に見合うものは貸方の方の保管金の中
に含まれておる。それは貸借対照表で
三月三十一日現在ではさうなつてお
る。財産目録上におきまして、当然
それはただいま申しましたところの未
整理預託金、これは郵政会計の資産と
いたしまして同額があつてございま
す。それから財産目録上の負債とい
はしまして、今申し上げました百五十
億の保管金、これは当然負債であり
ます。その負債の中に三十八億に見合
うものが三十八億円として含まれて
おる。財産目録上においても貸借対照表
においても、はつきりしております。教
字でございます。ほかの会計と一緒にな
つてございまして、その内訳は多くなつて
おりますが、その内訳はそれ／＼私ども
の手元にかま／＼載つております。
また貯金の方におきましては原簿、
現在高もはつきり持つております
し、それに見合うところの債権証書と
申しますか、通帳もはつきり確認して
確定いたしておきます。それで要する
に問題は、換算率のために今度は四億
何ぼで済む。そうするとそこに預けた
三十八億はいらぬじやないかという
問題になつて来る。いる、いらぬより
もむしろ支払つて余りあるならば、当
然海を渡つて帰つて来た金でなく、
一時立てかえたお金でありますから、
それは立てかえた元へそれ／＼返して
参りますし、全部支払いが済むが、未
整理預託金もゼロになる。保管金の方

もそれだけ落ちて行く、決済になる。
決済になるときに私どもの方としては
一般会計の方から立てかえた分だけは
頂戴いたしたい。それが二十三年の芦
田内閣のときの閣議決定の趣旨であ
り、また今般この法律に基きました閣
議決定の趣旨である、かように承知し
ております。

○吉田(賢)委員 これは国の財政の根
本に触れますので、もう一べん伺い
しておかなければならないと思ひま
す。今の御説明によりますと、二十三
年の閣議決定で、三十二億というもの
を臨時軍事費特別会計から抜いて、郵
政省の今問題になつておられますこの種
の案件の処理費に流用してよろしいと
いうことで、閣議は許しておる、こ
ういふ御説明なんですか。

○八藤政府委員 臨軍費は当然その当
時ストップされておる、しかしこれは
将来必ず清算されるであろう、その際
にそれを一般会計においてどういふ
うに清算するか、それが確定したとき
に郵政省が立てかえておる金をあわせ
てすつかり決済をつけよう、こ
ういふ趣旨の閣議決定がございま
す。御承知置きますが、二十三年の閣議決
定の文書はこうなつておるのでござ
います。資金の負担といたしまして、臨
時軍事費特別会計の整理の状況等に
らみ合せ、将来適当な機会に一般会計
において負担する、これが当時の閣議
決定でございまして。

○吉田(賢)委員 わかりました。しか
しながら私が最初に申し上げました
一般会計で負担するといふことを、す
みやかに明確にするといふことを筋を
通して行く、やはりそこにおちつく
と思ひますから、私はこれで終ります。

○田中委員長 ほかには御質疑がなければ、軍事郵便貯金等特別処理法案の質疑は一応これにて終了いたしましたこといたします。もし各党の態度決定等に伴つて、どうしても質疑をしなければならぬような事態がございますれば、あらためて皆さんにお諮りすることにしたいたします。

なお郵政行政一般につきまして、特に郵便貯金の最近の増加傾向に対する大蔵省からの文書による申出等の問題、あるいは従来御審議願つて参りました一般職のいわゆる管理職の職員の給与是正に関する特例法案の問題等についても質疑がございますが、特例法案については、人事委員会が明日の委員会で大体質疑を終了して採決をされる模様でございますので、当初本委員会は、事前審査のときには連合審査等の要請もあつたわけでございますが、それ／＼各党で人事委員会において十分その点を御連絡願うということ——当委員会の要望に基いて訂正されたような法案でありますので、別に皆さん方からの要請がなければ、当委員会としては連合審査はとりやめたいと思つておるのであります。

なお明日午後一時から、会期末でございますので、諸願等も日程に上しまして委員会を開きたいと思つております。本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会